

令和5年第3回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和5年9月13日（水曜日）

◎出席委員（13名）

1番	早瀬川	恵	君	2番	井	脇	昌	美	君			
3番	榊	原	深	雪	君	4番	矢	野	利	恵	子	君
5番	田	利	正	文	君	6番	高	橋	健	一	君	
7番	木	村	明	雄	君	8番	細	川	勉	君		
9番	川	上	修	一	君	10番	進	藤	晴	子	君	
11番	多	治	見	亮	一	君	12番	二	川	靖	君	
13番	高	橋	秀	樹	君							

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡	辺	俊	一	君	
足寄町教育委員会教育長	東	海	林	弘	哉	君
足寄町代表監査委員	川	村	浩	昭	君	

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸	山	晃	徳	君	
総務課長	保	多	紀	江	君	
福祉課長	森	岡	彰	寿	君	
住民課長	金	澤	眞	澄	君	
経済課長	佐	々	木	康	仁	君
建設課長	松	野	孝	君		
国民健康保険病院事務長	川	島	英	明	君	
会計管理者	加	藤	勝	廣	君	
消防課長	大	竹	口	孝	幸	君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸	山	一	人	君
------	---	---	---	---	---

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	山	田	弘	幸	君
-----------	---	---	---	---	---

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横	田	晋	一	君
事務局次長	野	田	誠	君	
総務担当主査	飯	野	真	有	君

◎議事日程

- 日程第 1 意見書案第 3 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、
「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の
実現に向けた意見書< P 3 >
- 日程第 2 意見書案第 4 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し
すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求め
る意見書< P 3 ~ P 4 >
- 日程第 3 一般質問< P 4 ~ P 3 5 >

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

本日は、十勝地区身体障害者福祉協会足寄町分会のほうから5名の方が傍聴に来られております。今後もより多くの町民の皆様方に開かれた議会を目指しておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 9月8日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日9月13日は、最初に、9月5日の本会議において文教厚生常任委員会へ付託いたしました、意見書案第3号及び意見書案第4号について、審査報告を受け審議を行います。

次に、一般質問を行います。

なお、今回の一般質問においては、二人の議員から施設のエアコン設置関連の質問が重複いたしますが、今年の夏が猛暑であった状況を鑑み、議会運営委員会として必要性を認めたことから、特例として承認しておりますことを申し添えます。

ただし、矢野議員が教育施設、二川議員が町内全体の施設を中心として内容をすみ分けて質問いたしますので、御了承をお願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 意見書案第3号

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 意見書案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、意見書案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第3号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 意見書案第4号

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 意見書案第4号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、意見書案第4号道教委「これ

からの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第4号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 一般質問

○議長(高橋秀樹君) 日程第3 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番矢野利恵子君。

4番。

(4番矢野利恵子君 登壇)

○4番(矢野利恵子君) 通告に従いまして一般質問を行います。

町内全ての教育施設にクーラーを設置することについて。

今年は今までになく暑い日が続きましたが、足寄小学校には令和11年度、へき地小には令和12年度、足寄中学校には令和13年度に冷房装置をつける予定と聞いています。

しかし、地球は温暖化しており、子供の健康のことを考えると早めの設置が望まれます。早めにつけるよう見直しをしますが、今年度にも設置すべきではないかお聞きします。

○議長(高橋秀樹君) 答弁、東海林教育長。

○教育委員会教育長(東海林弘哉君) 教育委員会から、矢野議員の「町内全ての教育施設にクーラーを設置することについて」の一般質問についてお答えします。

現在、町内の小中学校におけるエアコンの設置状況は、全小中学校の保健室、足寄中学校の特別教室等となっており、普通教室には設置していません。

地球温暖化により年々暑さは厳しさを増しており、これまで扇風機の購入や夏期休業期間を増やすなどの対策を取ってきましたが、今年度は2学期に入っても猛暑が続いたことから、足寄小学校におきましては8月23日から3日間、芽登小学校では8月25日に熱中症対策として午後から下校させる措置を取りました。

エアコンの設置計画については、足寄町第6次総合計画の協議において、令和11年度から3か年の整備を予定しています。

しかしながら、近年の猛暑は想像を超える状況となっており、全国で熱中症による健康被害が発生しています。エアコンの設置については、多額の経費がかかること、財源確保のめどが立っていないことから、今年度の整備は難しいと考えています。今後、できるだけ町の財政に負担をかけない財源を検討し、可能な限り早期導入を検討してまいります。

また、安心・安全な学校を実現する上でも、近年の猛暑に応じた児童生徒の健康管理や教育環境の充実を図っていきたく考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、矢野議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(高橋秀樹君) 再質問を許します。

4番矢野利恵子君。

○4番(矢野利恵子君) 今年小学2年生の女の子が亡くなった伊達では、今年中に小学校全部にエアコン、そして残るところには来年度にも設置するというふうにもう今年度中にその予定が立っている。そのことを考えたら、足寄町ももっと早く、できるだけ早く設置しますというのはもう既に職員の方から聞いて知っています。そうではなくて、できるだけ早くではなくて、本

当にやれば来年度にもできるのではないか。国から補助金が3分の1出るようになっていいる。国では、エアコンを設置しなさいと勧めている。それを足寄町はずっと断り続けていたということですから、残りの3分の2がないからということで。ただ、やはり子供の命には代えられないのではないかなど。例えば、陸別では100%、全小中学校に、もう既に。本別町でもやはりこの事件を受けてか、小学校には今年の夏休み中にもう取り付けたいということなのですね。ほかのところには来年度に取り付ける予定だと。やはりそういう早い対応が足寄町も必要ではないか。前倒しで考える。今だったら、6年先からやるという予定だった。それを前倒しにして5年先につけますよということではならないから、やはり来年度にもつけるという、その答えが欲しかったのですがどうでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

矢野議員仰せのとおり、新聞でも報道されておりますが、全道、十勝管内でもエアコン設置について大きく議会でも取り上げられているということは承知しております。

私どもも既に将来計画していることについては前倒しということで、今ちょうど協議の真っ最中でございまして、ただ多額の経費がかかるものですから、私ども考えているのは町の総合計画に計上して、その中で予算査定、来年度当初予算等を経て、理事者協議を経てから計画が具体化になるのかなというふうに思っております。

なるべく早く実施したいという思いは同じでございますので、私どもの今の取組状況について御説明させていただきたいのと、あと、今現在、担当者が小学校等を現地訪問して必要な教室、設備等について確

認して、今新たに工事費についても積算中であるということは御報告しておきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 分かりました。

もう今積算中だということで、なるべくお金がかからないように、エアコンといっても冷暖房やらなくても冷房だけで、暖房はもう既にやっているわけですから、冷房だけの機械ということも考えられるので、なるべくお金をかけないなら、そのようなやり方で早急にやっていただきたいと思ひます。

それから、小中学校とか保育所は町の予算で何とかありますけれども、高校にもついていないと私は聞いているので、高校は道立なので、北海道のほうに高校にも早急につけてほしいという要望を足寄町として出すことはできないのか、お伺ひします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 高校の関係でありますけれども、道立ですので、町等は町という話にはなりませんので、当然道で設置をするということに、設置をするのであれば道が設置をするということになるのかなというように思ひます。

基本的に北海道もきつとこの暑い夏をどう乗り越えていくのかということで、今年は本当に異常気象といえるのかなと思ひますけれども、今年のこの暑い夏が来年も続くかどうかよく分かりませんが、だんだん地球の温暖化だとかということも考えていくと、暑くなっていくのだろうというように想像されるところであります。そういった部分で、道立高校も、高校もエアコンだとかをつけながら快適に勉強ができる、そういう環境をつくるというのは必要なことかなというように思ひます。

どういう形になるか分かりませんが

も、道にそういうことを、道立高校も引き続き快適な環境をつくるといった意味で、エアコンの設置ですとか、そういったものを要望する、そういったものについては今後検討して、どういう形でできるものなのか、検討してまいりたいというように思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） では、ぜひよろしくをお願いします。

何とんでも、7月29日ぐらいのテレビのニュースで、北海道で一番暑いところは足寄町で36.2度だというふうに出て、もう本州にいる友達から、足寄出ていたねというふうに電話がかかってきたぐらい、北海道で一番暑いと。やはりそういうことを念頭に入れて、それも理由にして北海道にも高校につけてもらうよう、お願いしていただけたらありがたいと思います。

今、町長から前向きな答弁を頂いたので、質問、これで終わります。

○議長（高橋秀樹君） これにて、4番矢野利恵子君の一般質問を終了いたします。

次に、9番川上修一君。

9番川上修一君。

（9番川上修一君 登壇）

○9番（川上修一君） 議長のお許しを頂きましたので、通告書に従って一般質問を行います。

町職員の副業について。

2019年、国家公務員の副業解禁に関する改革が行われ、国家公務員の兼業についての指針を基に副業を許可する枠組みが整備されました。

国のそうした多様な働き方改革の推進に伴い、従事者の高齢化や労働力不足解消の一端を担えればと、昨今、町職員の副業について前向きに取り組んでいる市町村があります。

十勝管内では新得町と池田町で、労働力

不足に悩まされている繁忙期の農作業などに、町職員が従事しやすい環境づくりを目指し、地域に貢献する副業ができるように許可基準を整備し、既に運用されています。

当町も基幹産業である農業・林業従事者の高齢化や労働力不足の問題を抱えており、このような取組によって、単なる労働力の穴埋めだけでなく、町職員個々のキャリアアップや幅広い人脈形成、多方面の知識が習得され、本業に生かすことができると考えます。

そこで、町民と行政の協働のまちづくりをスローガンに掲げている渡辺町政として、この町職員の副業についてのお考えをお聞きます。

1、町職員の副業について、どのような場合許可しているのか。

2、ここ5年ほどの単年度ごとの許可件数は。

3、積極的に町職員の副業を推し進めるお考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 川上議員の「町職員の副業について」の一般質問にお答えいたします。

1点目の「町職員の副業について、どのような場合に許可しているのか」については、地方公務員の兼業については、地方公務員法により公務の能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持等のため、国家公務員と同様に許可制が採用されており、本町においては、職員の営利企業等の従事制限に関する規則で許可の基準を定めております。

基準は3項目あり、1点目として、職務の遂行に支障を及ぼすおそれがない場合。2点目に、職員が占めている職と兼ねようとする地位または従事しようとする事業もしくは事務との間に特別な利害関係がなく、または発生のおそれがない場合。3点目に、職員の身分上ふさわしからぬ性質を

持たない場合で、いずれも地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り許可することができるとしております。

許可をした具体的な従事内容としましては、学校運営協議会委員、主に医師等専門職による講師等、国勢調査指導員、平日以外に実施した新型コロナワクチン集団接種における接種業務等となっております。

次に、2点目の「5年ほどの単年度ごとの許可件数」については、令和4年度は29件6名、令和3年度は61件22名、令和2年度は22件21名、令和元年度は14件6名、平成30年度は10件4名となっております。

3点目の「町職員の副業の積極的な推進について」ですが、本町におきましては、営利企業などへの従事に当たっては、町の規則などを踏まえて許可しているところであり、現状においても有償の地域貢献活動や副業ができないという状況ではないと認識をしております。

副業・兼業に従事することは、職員が公務以外の自分の時間を活用し、職場や家庭における役割を果たすことに加え、町民としての社会貢献活動や地域活動に参画することで町民の皆様と思いを共有し、町民目線での行政推進にもつながるものと考えております。

また、活動する機会を得ることは、職員自身のキャリア形成に資するとともに、職員が持つ知識やスキルを様々な場に提供することが可能になるなどのメリットが考えられます。

以上のことから、地方公務員法の趣旨に反しない限り、希望者に対しましては、これまでと同様に内容を総合的に判断した上で許可をしてみたいと考えておりますが、一方で、職員が副業・兼業により報酬を得ることについて必ずしも肯定的な意見ばかりではないものと考えられますことから、他町村の事例なども参考にし、必要な環境整備に向けた具体的な運用基準につい

て調査研究してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、川上議員の1点目の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許しません。

9番川上修一君。

○9番（川上修一君） ただいま御答弁を頂きました。

それで、実は最後のほうの答弁の中で、報酬に関する「職員が副業により報酬を得ることについて、必ずしも肯定的な意見ばかりではないものと考えられますことから」ということなのですけれども、私は実は、例えば町の基幹産業である農業ですとかそういった部分に関しては、農業も営利企業ではありますけれども、産業を守る、あるいは振興するといった観点から、私は認めてもよろしいのではないかと。もし申請があったら町長は認めてくださるのかもしれませんが、申請する町職員が分かりやすく、この職業はいいよ、これは駄目だよというような運用基準を明確にしていけると、申し込むほうも申し込みやすいかな。これは私の考えですけれども、やはりそういった仕事に従事して報酬を頂いても私は、私の意見です、構わないのではないかなと思うのですけれども、これから他町村の例も参考にしながら調査してみたいということなのですけれども、今の時点で町長のお考え、特にお聞きしたいのは、営利企業ということについて、どこがセーフで、どの業種がセーフで、どこが駄目なのかということ、町長の私的な見解で結構ですから、お考えをお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 営利企業ということでの範囲というか、そういうものについては、地方公務員法などで言っている営利企業というのは、要するにそこで事業として事業が行われていて、そこで収益を上げ

ているということになるわけなのですけれども、基本的にはそういったところの営利企業に対して町の職員がそこで副業をするだとか、兼業して仕事をするというのは基本的には駄目というのが原則です。基本的には本業をしっかりと仕事してもらうという部分、本業がおろそかになるようなことになってはならないというのがやはり原則であるというように考えています。

それでただ、平成31年でしたかね、少し国家公務員についても兼業を少し緩めますよというか、してもいいですよというようなことが言われてきておりますけれども、実質的に、では国家公務員がどういう事業でいいかという部分でいくと、やはり今までどおりかなり厳しい内容になっているということでもあります。ですので、先ほど言ったように、NPOですとか公共的な団体といいますかね、NPOもちょっと違うかな、NPOはいいのかな。一般的な公共的な団体の職員も兼ねるだとか、そういったようなことだとか、それから実家の手伝いをするだとか、小規模な農業で自給自足、いわゆる自分たちでつくったものを自分たちで消費しようだとかというようなことで、それを売ってお金にするだとか、そういうのではなくて、自分たちでつくるところのそういう本当に小規模な農業ですとか、そういったもの、それだとか、あといわゆる自分の知識を生かした講師だとか、それから執筆ですとか、何か文章を書いてそれを本だとかに載せるだとか、そういうようなことだとか、要するに自分の仕事、本業以外の時間を使ってそういうことができるということであれば、そういったものは認められますよといったことになっています。基本的にはそういうことが営利企業等の仕事を許可できる部分になって、これが原則です。

議員もおっしゃられていたかな、池田だとか新得だとか、そういう最近農業だとか、そういったものも認めますよという

ころもありますけれども、一般的には農業も言ってみれば営利企業ということになりますので、基本的には地方公務員法だとか国家公務員法の中で言われている兼業の中身でいくと、そこの部分はやっぱり違う、本来は認められるところではないところになっています。

ただ、そうはいつでも例外的に町の基幹産業だとか、そういったものの振興という部分でそういうものに兼業というか、副業というか、そういう形で従事するということが認めましようというところが出てきているというのは実態としてあるということでもあります。

基本的にはさっき言ったように、あまり営利企業という、農業も農作物つくってそれを売って、それをお金にしてということですから営利企業に入るわけですがけれども、原則的にはそこは本来は駄目だということなのだと思います。

今後の部分で、そういう池田町さんだとか新得町さんですか、そういったところでそういう地域の振興のためにということで認める、そういう要項をつくってきているところもありますので、そういう先進的なというか、そういったところの事例なども十分に調査研究させていただきながら、今後どうしていくのかというのは検討していきたいなというように思っているところがあります。

現状でいけば、やはり原則はそういうことですし、その中で許可制になってますから、当然そういうことでやりたいよということで職員からお話があれば、その中身を十分検討しながら、それは認めても大丈夫だねという、認めてもいいよねというようなことであれば認めていくということについては、今までと変わらないのかなというように思っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 原則はそういうこ

となのだと思うのであります、公務員でありますから。

それで、今後運用のことについては、他町の例も参考にしながら検討されるということなのですけれども、せっかくの機会ですので、もう少しこの件について再質問させていただいて、イメージの共有といいますか、例えば考え方として、私が思うには、池田町、新得町は農作業に、違うな、ごめんなさい、留寿都村です。留寿都村は農作業に限って許可を出しております。ほかの事業はないです。これは例としてお聞きください。そして、すみません、新得町はすごく、何というのかな、農家の収穫時期など人手が要る場合を想定して許可を出しているそうであります。その許可基準はちょっと分かりづらいのですけれども、一つには、公益性があり継続的に行う地域貢献活動であって報酬を伴うもの、そのように決めておられます。また、二つ目として、地域の発展、活性化に寄与する活動。三つ目は、町の産業の発展に寄与する活動で、任命権者が特に認めるものと表現されております。この文章を果たしてどう解釈しているのか自分も悩んだのですけれども、私としてはこれから運用基準といいますか、それを協議していく中で、具体的に例えば農家のイモの収穫はそれは報酬もらってもそれはオーケーだよ、けれども農協の温泉イチゴですか、ああいう農協でやっている事業はやっぱり農協との利害関係とかが起きたら困りますので、そこは駄目だよだとか、具体的に町職員が分かるような感じで、その運用基準を定めていただけたらなと思っております。

それから、次はちょっと違う関係で質問になるのですけれども、公務員が兼業する場合に、職責の遂行に支障が及んではいけないということで、国家公務員は兼業規程というのを設けております。今、地方公務員の職員の、町職員の副業の運用規程を定めている町村は大概がこの国家公務員の兼

業規程、例えばいつ働く、働いていい日、あるいは特に活動時間が大きいです。こういったことの兼業規程、もしお分かりでしたら、御説明を頂きたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（保多紀江君） ただいまの御質問にお答えいたします。

国家公務員の国家公務員法における兼業に関する従事時間につきましては、まず心身の疲労のために職務遂行上能率に悪影響を与えないと認められるような時間となっておりまして、勤務時間と兼業に従事する時間が重複しないこと。そして、原則として兼業時間数が週8時間以下、1か月30時間以下、そして平日は3時間以下というふうに定められております。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 分かりました。

本当に副業で疲れて本業をおろそかになっては本当に何のためか分かりませんので、そういった規程を設けているのかなと思います。

それで、そういった労働時間ですとか、活動するのはやっぱりお休みの日という土日ですとか、祭日ですとか、平日といっても勤務時間外ということで、副業に行ける職員というのはやっぱり限定されてくるのかなと私は思っていますので、その辺も含めて、今後環境整備に向けて検討する際は配慮していただきたいなと思います。

あと、もし職員の方が副業をしてみたいということで、申請する手続、これは簡単なほうがいいのだろうなと自分は思うのですけれども、私が調べたところによりますと、副業するよという申請書を一度出したら、行くたびに申請しなくてもいいみたいです、今やっている町村では。一度副業許可申請書なのか忘れたけれども、それを出せば、それ一回で申請はオーケーですよということみたいなのですけれども、その辺についても、もし調べていらっしやいましたらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 丸山副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 同じ話かどうか分からないですけども、私が前調べたところ、具体的な時間、曜日が定まっているものであれば、必ず日時といつからいつまでというのは基本的にはそのときに申請を出す。けれども、それが定期的なり、このシーズンは、農業でいったら刈取りのシーズンは働きたいという形で、包括的な申請をした場合は、それはその部分まで認められるような感じということで、やはりその時々で対応が違っているようで、一回出したらもうそれが永久にいいという話ではないようなふうに私は捉えたのですけれども。町としましても、一回やったらもうそれがずっと有効になるのだというような手続はちょっと好ましくないのかとは判断しております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） そうなのですね。自分が調べた資料が農業関係だったせいとか、一度出したら、まさしく副町長が今おっしゃられた、例えばリンゴの収穫期ですとか、そういった申請書だったものから、今言ったような認識のお話をしました。そういうことであれば、なるほどなと理解をいたしました。

それで、ぜひですね、実は私も農家なのですけれども、イモもつくっております。今まさに収穫の真っ最中なのですけれども、イモの収穫というのはポテトハーベストという大きな機械に人間が四、五人乗って、イモと土ですとか石ですとか、あとは傷ついたイモですとか、より分けるのですけれども、なかなか一時的な期間が1か月半ぐらいということもありまして、人が集まらない。どの農家も非常に困っております。ぜひとも町職員の副業をそこに報酬をもらってもいいのだよという部分、それはぜひ具体的に取り組んでいただけない

いかなと思います。

あと、もう1点お話をさせていただくならば、例えばそのことをオーケーとしていただいたときに、どうやって受入希望がある農家と働いてみたいと言われる職員のマッチングであります。これが例えば運用はオーケーだよと定めて、例えば私みたくしょっちゅう役場に入出入りする人間は町職員の方とも親しいところがありますので、個人的に、何々さん、次の日曜日来てくれないかいという声もかけられるのですけれども、一般の農家の方はなかなかそこまでいかないと。

それで、これは長野県の例なのですけれども、実はリンゴですとかいろいろな収穫において、長野の農協の中央会と協力してマッチングアプリみたいなものをつくっているそうです。ですから、農業はいいのだよということになってくれたら、農協ともその辺のマッチングの方法とかをお話しいただいて、受入先あるいは働きに来てくれる方の組合せというかマッチングは農協でやってくださいよとか、そんなふうにしていただけたら広がっていきやすいかなというふうにも考えていますので、参考に。その辺はどう思われますか。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） このマッチングアプリだとかそういうものについては、現状でもたしかあるのだと思うのです。農作業にやってみませんかということでののはあるのだというように思っています。ただ、それを具体的にどうやっていくのかというのは、それぞれの個々の農家の方たちと、例えばそれをアプリに登録というのかな、募集をしていますよだとかといった部分については、それぞれの農家の方がやらなければなりませんし、それについて応募するのもそれぞれそれを見た方が、役場の職員に限らずいろいろな方たちがやってみようかなと思って、そこでマッチングがされるというようなことになるのかなというよう

に思っておりますので、町としてその部分で積極的にその部分に関わっていくということはきっとないのではないかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） いや、私が言ったマッチングアプリという言葉を出したのがちょっとまずかったのかなと思うのですが、そこまで何というか、大層なものでなくて、要望が例えば農家ではいろいろあるのでしょうか、町職員の方でいついモ掘りに行ってもいいよというときが来たときに、それを農協にこういう方がいらっしゃいますよということをファクスで結構だと思います。農産課に送っていただくと。それを受けた農産課が判断して、例えばAさんは何々さんのところに行けよという、そういうことでございまして、アプリをつくって取り組めとか、そんな大層なものは私求めていませんので、もう一度そういうことならどうでしょうか、町長。できないでしょうかね。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） まだ今のところ、営利企業に対する積極的に兼業を進めていきますよということにはなっておりませんので、今後調査研究させていただくというようなことでございまして、その先に、そういう町職員も例えば農作業に従事すること、兼業いいですよということになった後の部分の話ですので、現状でどうなのかという部分はちょっと何ともお答えのできないところでありますけれども、それはそのときにまた検討させていただくというようなことになるのかなというように思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） それはおっしゃるとおりですね。私が先走っておりました。ぜひとも前向きに検討をお願いしたいなど

思います。

それでは、1点目の質問は終わります。

○議長（高橋秀樹君） ここで、暫時休憩をいたします。

11時5分まで休憩といたします。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

川上修一議員の2番目の質問から再開をいたします。

9番川上修一君。

○9番（川上修一君） それでは、2番目の質問に移ります。

労働力不足解消の対策について。

日本全体が少子高齢化による労働力不足に悩んでいる現在、足寄町においてもこの問題はより深刻となっており、各団体・企業から募集しても人が集まらないという声が聞こえてきます。

労働力不足は生産性低下を招き、ひいては購買力減少・人口減少という負のスパイラルになるのではと心配しています。

労働力確保は本来、団体・企業の役割ですが、今の危機的状況においては、行政も民間と一体となってこの問題に取り組む必要があると考えます。

そこで、以下の点について質問します。

1、農林業・商工業・医療・介護における労働力の現状と今後の見通しについて。

2、子育て中の方で、夜間に働く方たちのために、子供を預ける場所（託児所）を設置・運営することはできないか。

3、足寄町における外国人労働者受入れの実態と今後の考え方です。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 川上議員の「労働力不足解消の対策について」の御質問についてお答えいたします。

1点目の「農林業・商工業・医療・介護における労働力の現状と今後の見通しについて」ですが、我が国における労働力不足

は多くの業種において深刻化し社会問題となっており、労働力不足の最も大きな要因は、少子高齢化による生産年齢人口の減少で、限られた人材を奪い合う獲得競争が起き、求人に対して応募がない業種が増えている状況です。また、転職者の増加や若者の都市部流出なども地方での労働力不足に拍車をかけていると考えられております。

本町におきましても、基幹産業の農林業はもとより、商工業・医療・介護の現場でも、これまで以上に労働力不足が顕著となっており、一般の正職員、事務職員などの求人に対しましても応募がない状況です。

今後の雇用情勢につきましても、これで解決できるという有効手段が見いだせない現状にあり、非常に厳しいものと認識しております。

しかし、労働力不足は地域経済への影響も大きいことから、少しでも解消されるよう関係機関との情報共有を進め、対応策について検討してまいります。

2点目の「夜間に働く方たちのための子供を預ける場所の設置・運営」につきましては、お子さんを預かるためには新たな職員の確保が必要となりますが、人材確保が難しい状況の中、現状としましては設置・運営は困難であると考えております。

3点目の「足寄町における外国人労働者受入れの実態と今後の考え方」についてですが、本町に住民登録されている在留資格をお持ちの外国人は現在41名おります。そのうち、外国人技能実習制度等を活用し、農業関係で26名、商工業関係で3名の受入れをしているほか、林業関係で1名の方が就労されております。介護関係につきましては、現在外国人労働者の受入れはありません。

国は外国人技能実習制度とは別に、全国的な労働力不足に対応するため、令和元年度に創設した特定技能制度を今年度改正

し、幅広い分野で長期間仕事に従事することが可能となるなどの条件整備を進めております。

外国人労働者の受入れは労働力不足解消に有効な方法ではありますが、日本語習得や文化・習慣の壁、労働条件の整備などの課題もあります。

また、外国人労働者の受入主体は基本的には事業主であり、その責任において長く働ける環境整備に努めていただく必要があります。

受入れに向けた情報収集や外国人が生活しやすい環境づくりにつきましては、具体的な要望に基づき検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、川上議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

9番川上修一君。

○9番（川上修一君） それでは、質問の1から再質問をさせていただきます。

御答弁では、本当に深刻でなかなか今の、「今後の雇用情勢についても有効な手段が見いだせない、非常に厳しいものと認識している」とありました。実際に、本当に私もその点は感じておりますが、中でも、そういう厳しい中でも実は一部林業、これは去年の12月に井協議員が一般質問されたのですけれども、林業も非常に担い手が不足しているということで、例えば学校、ちょっと詳しい名前は忘れてしまったのですけれども、学校ですとか、あと何だったかな、何かいろいろと就職相談会でしたか、十勝でやっている。そんなようなことをたしか一般質問されていたなど記憶しています。ところが記憶力が悪いものですから、具体的なところ、ちょっとしっかり覚えていないので、確認の意味でもう一度、林業の分野においてどのような担い手対策、労働力確保の取組をされているか、お伺いをいたします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、経済課長。

○経済課長（佐々木康仁君） 川上議員の質問にお答えさせていただきます。

今お話がありましたように、林業は一時期非常に就労される方が減って、非常に業者の皆さんもお困りになられたという現状がございます。その後、このままでは本当に林業の成り手がいないということで、具体的な取組といたしましては、通年雇用をまず実現をさせると。今までどうしてもなかなか冬期間仕事がないとかいう問題もありましたので、通年雇用をすることによって、若者も仕事に就きやすくなるのではないかということもあって、これは業界の皆さんも含めて町も通年雇用はできる環境づくりを進めていったというものがあるかと思えます。

それに伴って、若い人方に林業を知っていただくということで、就職相談会を今年度も開催をしております。帯広のほうで実施をしております。そんなに多くの方が来てくれているわけではございませんが、帯広市内の4校、高校のほうにもお話をさせていただいて、ポスターだとかも貼っていただいて、来ていただいております。やはり林業のことを知っていただくきっかけづくりとしては、この事業、非常に有効ではあると思っております。少しでも多くの方々に林業のことを知っていただくために、来年度以降もう少し内容をまた充実させながら進めていこうということで、林業・農業家の方々ともお話を、この前意見交換もさせていただいたところでございます。

また、北海道としましては、北の森づくり専門学院ということで、林業の後継者あるいは就労者を担っていただく人材育成のための専門学校をつくってございます。こちらのほうの実習生の受入れも足寄町で受け入れたりしておりますので、足寄町の林業のことについては知っていただくきっかけづくりにはなっているのではないかなと

いうふうに思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） すばらしい取組だと思っております。特に今課長のお話の中で、就職相談会、そんなに人数が来るわけでないけれども、やはり足寄町の林業を知ってもらうきっかけになればということで継続してやっておられる。そして、市内の学校にも直接お話をされているということで、そうした地道な取組がやはり成果を上げて、最近私見ていまして、町内の事業者さん、随分若い方が増えたなど認識しております。これはすばらしいことだと思いますし、今後もぜひぜひ継続をしていただきたいと思います。

次に、医療の関係でございます。医療の関係ではかねてよりお医者さんが、特に町立病院ですね、お医者さんがいないということですが、今年になって新しいお医者さんが来られたと、そういうことを伺っております。それで、たまたま新聞で読んだのですけれども、国保病院で研修医の受入れをされているそうなのですけれども、何か一生懸命取り組んでおられて、去年は全道一の人数が研修医として来られたというような記事を読んだのですけれども、その点について病院事務長、詳しく説明をいただきたいと思うのですけれども。研修医の受入れの件です。実態と伺いますか。

○議長（高橋秀樹君） 川島病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君） お答えいたします。

研修医の受入れの実態ということですね。全道一ということではなくて、これぐらいの規模の病院の中では恐らくトップクラスではないかというお話であるかと思えます。

今まで、研修医の受入れを数年前から積極的にやっておりまして、当初、昔は1人

とか2人とかゼロとか、そんな感じでしたのですが、数年前から旭川医大の病院のほうから数名やってきまして、その方々を受入れして、そこから先輩が後輩に口コミで広がっていったということで、足寄の国保病院がすごくいいところだということで評価を頂いて、それで旭川医大などはすごく全体の研修医の中でも3分の1以上うちの病院に来ていただいたり、あとは帯広厚生病院ですとか、深川市立病院さんですとか、そういったところからいろいろな研修医の先生方が来ていただくというような流れになりました。

院長先生も一応地域医療、やはりうちの病院だけではなくて全国的に厳しいということで、そういった研修医の受入れや地道な活動がいつか花が開く、種をまいて花が開くと、そういうことで今取り組んでいるというところがございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 全道一というのは私の勘違いだったのですね。足寄町立病院ぐらいの規模の中では全道一の人数、すみませんでした。

それでも、今事務長のお話にもありましたように、種をまいて花開くと、やはり地道な取組が大切なのだろうなと私も思っております。こうした取組がやはり口コミで足寄の国保病院研修に行ったらいいよということで広がってくれば、まず足寄国保病院があるということを先生方に分かっただけのだけで私はいいのではないかなというふうに思っております。特に、医療の現場ではなかなか本当に医師の確保が難しいということでもありますから、こういった取組も今後ぜひ継続をお願いしたいと思っております。

そこで、この労働力不足の件では、実は目の前にいらっしゃる高橋議長が4年前に一般質問をされております。それで、もしお許しを頂けるのであれば、そのときのや

り取りを一部引用させていただいて、あれから4年たったらどうなっているのだろうなということで質問させていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、引用させていただきます。これは当時の議長の質問であります。「町内施設である国保病院、老人介護施設での労働力は現在充足しているのか。現状と今後の見通しについて質問します」と。それに対して町長はこのようにお答えされております。「国保病院、特別養護老人ホームはともに法律に規定する医療、介護職の必要人数は確保している。しかし、退職者の後補充や補助職員の新規雇用が厳しい状況が続いていることから、町及び国保病院のホームページでの募集やハローワークへの求人登録などを行い、あらゆるネットワークを駆使して職員確保に取り組んでいる」とお答えをされております。それから4年たちました。取組はされているし、一生懸命応募もされていると思うのですけれども、なかなかそれでも人口減少によりまして、こういった足寄町のような小さなまちでは医療関係、あるいは介護の職、そういった方の人材が集まりにくい現状は大きいのではないかなと私思っております。

それで2点目の質問、夜間に働く人のために託児所をできないかという思いがあつての、実は質問だったのですけれども、あまりにも通告書の質問が言葉足らずといたしますか、意思が伝わりづらいような気がしたので、答弁では「夜間の託児所の設置につきましては、人材確保が厳しい状況の中、現状としては設置・運営は困難である」という回答を頂きました。これは言われて当然だなと私も思っております。実際に人がいないというのに、新たに新しいことをやれといっても、それは難しいだろうということなのだろうなと思うのですけれども、改めて私の夜間託児所に関する思いとか、そういうのも聞いていただきながら、意見交換というか質問をさせていただ

きたいと思いますので、よろしく願います。

2点目の質問に移ります。

実は、私の義理の弟がたまたま民間で病院の中に保育所を設置するとか、運営する会社に勤めておられて、全道、10年前なのですけれども、今はやっていないのですけれども、そんな仕事をしていて、足寄にも実は来たこともあるようなのです。そんな関係で弟に、実は足寄でも夜間の託児所をつくりたいけれどもどうなんだいという感じで、いろいろ聞いてみました。そのことをちょっとお話をさせていただきたいと思います。

彼の話によりますと、十勝においては帯広市内の大きな病院、例えば厚生病院、協会病院、第一病院、慶愛病院、そのほかにも二十何ぼあるのですけれども、これらの病院は全て病院内に託児所ではなくて保育所を設置されているそうです。それで、ほかの町村部ではどうかといいますと、芽室の公立病院というのがあるのですけれども、唯一町村ではここにだけ保育所を設置しております。なぜかといいますと、芽室町は帯広に近いものですから、看護師さんが家は芽室にあっても仕事に行けるのですね、帯広にね。それで、人を持っていかれるということで、やむなく芽室公立病院さんも病院内に保育所を設置したそうです。

それで、私託児所の設置というと、新しい場所をこさえて、当然人は要るのですけれども、設置するのにお金もかかる、これ本当難しいのだろうなと実は思っていたのです。ところが弟によりますと、病院の中に、ちょっと不謹慎な話になりますけれども、空いている病室があるとすれば、空いている病室です。本当は全部埋まっていればいいのですけれども、もしあるとすれば、2室あれば夜間保育所はできます。なぜ2部屋か。これは決めがあって、出入口が2か所要るそうです。隣り

合わせの病室が2つあって、入り口が一つ、二つ、中に壁をドア1枚分改装することによって、夜間保育所としての要件はクリアするそうです。えっ、そうなのと、病院の中に新たなブース設けて保育所つくらなくても、そんなやり方でできるのかなと。それだったらこれ、場所何とかならないかなと思ったのが、実はこの質問をしたきっかけでもあります。

あともう一つ、食事なのですけれども、これも病院内の入院患者さんが食べている食堂で食事を取ってオーケーだそうです。あー、そうかと。ということであれば、そこで働いてくれる人がいれば、これは足寄町でもできるのではないかなと実は私思いました。

今、現在足寄の医療機関あるいは介護施設で働いている方で、そういう夜間の託児所のニーズというのは多分、想像なのです、調べてもないのですけれども、そんなにはないのではないかなと私は思っているのです、今現在ではね。ですが、今後を見通して、なかなか看護師さん、介護士さん、募集しても来ない、後補充が大変だということであれば、今後を見通して先行してそういうものを、託児所みたいなものにチャレンジしてみる。そうしてPRすることによって、若いといたらあれなのですけれども、子供さん持っているのですから、若い看護師さんや介護士さんが足寄に来てくれるきっかけにつながらないかなと自分は思っております。考え方として、どうでしょうか。今私述べたような考え方、再考の余地があるのかどうなのか、ちょっと町長にお尋ねをしたいのですけれども、そんなことも考えられないかなと。やるやらないは今抜きにして、そういった夜間託児所みたいなものを設置すれば募集につながらないかなという点では効果があるのではないかと思うのですけれども、その点は町長、どうでしょうかね。

○議長（高橋秀樹君） 病院事務長、答

弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

お答えいたします。

今、川上議員のほうからお話がありました帯広市内ですね、まず私も把握している中では大きな病院、ここには院内保育という形で今現在も稼働しているというふうに認識しております。自治体、そのうちの病院でいくと、やはり公立芽室病院、ここが今やっているというお話も伺っています。

何といってもやはり今現在も、実は私委員会の中でもお話をちらっとしたと思うのですが、例えば電話かかってきて、看護師の募集ということで来たときに、足寄は子育て支援が充実しているということで、実はバツイチさんだとかということで、子供を夜預かってくれるようなところがありますかということで、そういったことで問合せがあったことも数件実はあります。実情としては、今当町のほうではそういったものはございませんということでお断りした経過があるのですが、確かに院内にそういった施設があれば、これは人を呼び込むにはすごく、特に医療職などはすごくいいのかなと思っていますが、なかなか現状として、では24時間となると夜間も見なければならぬという部分もあったり、そうしてきたときに、やはりそこで担っていただける人の確保というのが、まず一番の大変なところなのかなというふうに思っています。

今足寄町は子育て支援のまちということで売り込んでますので、確かに川上議員さんおっしゃるようなことも一つの方策かなと思っていますが、現状としては今言ったような形で、確かに60床あって空いている病室はあります。ただ、今後まち全体としてのベッドの在り方だとかも含めて検討していかなければならない問題として捉えていますので、今現在は院内保育所をつくるという考えは病院としては持っておりません。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今病院事務長からもお話ありましたけれども、看護師さんだとか病院で働いてくれる方たちにとって働きやすい職場ということで考えれば、子供さんを預かっていただける院内保育所というのがあれば、非常に働きやすくなるだろうというように思います。一緒に出勤して一緒に帰るだとかということができるところですから、そういった部分では非常に働きやすい環境というのはできるのかなというように思います。

ただ現状でいけば、多分24時間といっても日中は多分保育所がまだありますから保育所でとなりますし、夜間だけだとかとなると、本当に言われているように、夜間だけの保育だとか子供さんを預かるだとかという場所なのかなというように思っていますが、やはりそこであればいいけれども、ではそれを運営していくために本当にできるのかということを見ると、なかなかやはり厳しいだろうなというように思っています。ですから、大きな病院でやっぱりそういうことをやることによって看護師さんたちをいっぱい安定的に確保できるよという体制が取れるところと、やっぱり足寄みたいな小さなまちで泊まりの看護師さん何人かいらっしやいますけれども、その中で小さな子供さんがいるだとかという人がいればそのときには預かれるような形になりますが、そうでないときもあつたりだとかというようなことで、それがあつることによってもっといっぱい人が集まって、預ける子供さんたち増えるのだよという話にもなるのかもしれませんが、現状の中ではやはり難しい話なのかなというように思っております。あるにはこしたことはないかなということかなと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 町長のおっしゃることも本当に十分分かります。足寄町の現状、実態を考えたときには、それはあるにはいいのだろうけれどもどうなのかなと思われるのだろうなと思うのですけれども、裏を返せば、こんな小さなまちでもこんなことができるのか。例えば、ちょっと自分の説明が足りなくて誤解されているのかもしれないけれども、病院内で院内保育所をして24時間見るということではないのです。夜だけでいいのです。毎日でなくていいのです。

ちょっと病院事務長にお尋ねしたいのですけれども、国保病院で働いている看護師さんの夜勤というのは、週に何回ありますか。1人の人間がですよ。

○議長（高橋秀樹君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）
お答えいたします。

基本的に1人おおむね4回という形になっています。ただ、これは職員にもいろいろ働きがありまして、夜勤専従の看護師さんとか、そういったことになると例えば7回とか、多くて9回とか入ってきますが、職員さんでいくと月四、五回ですかね、という形であります。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 看護師さんは週1回ぐらいという認識でよろしいですか。ということはですよ、先ほど事務長のお話にありました、シングルの方、問合せがあったそうです。夜勤のときに預かってくれる場所ありますよと。週に1回開けばいいのですよ、夜間託児所。そうはならないのですかね。私は決まりは分からないのですけれども。どうしたらいいかな。質問したほうがいいですかね。

○議長（高橋秀樹君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）

週に1回ということではなくて、夜勤をされる看護師さんは複数いらっしゃいますので、その日が夜勤の日が違うということで、そうすると週1回という話にはならないのかなと思っています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 何か頭悪いのでよく分からないですけれども、要は毎日夜勤するわけではないですよ。子供のいる看護師さんがね、もしいたとしたら、その方が。毎日夜勤するわけではないから、例えば……。 （「答弁あります」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）
私のちょっと説明が悪かったかもしれないですね。

看護師さんで夜勤やる方もお子さんがいらっしゃる方といない方もいらっしゃいますので、お子さんのいらっしゃる方、小さいお子さんがいらっしゃる方となると確かにそんなに多く開かなくてもいいのかなという部分は確かにございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） そこなのですよ、実は。保育所というからちょっと大変なのですけれども、託児所となると、何かちょっと基準が違うせいで、弟がいろいろな市町村に行って進めていくときに、保育所となるといろいろとお金もかかると。経済的に失礼な言い方になるけれども、ちょっと厳しい自治体さんは、私自分で託児所開きますからと、そうやってお話しされたところもあるそうでございます。

ちょっと自分勉強不足で託児所になったら、どんなことになるかというのは全く分からないのですけれども、ちょっと検討する値はあるのではないのかなと思うのですね。今言ったように、子供のいる看護師さ

ん、介護士さん、今現在何人いらっしゃって、もしそういった夜間託児所があるとしたら、一体どの程度の利用になって、週に何回ぐらい、今だったら週に2回開けばいいよねと。週2回開くとすれば、それに携わる人が何人要るのか。そういう逆算しながらシミュレーションです。運営費が一体幾らかかるのだらうと。そこの段階まで私は取り組んでいただけないかなと思っているのですけれども、やるやらないは抜きにして検討、それも具体的な検討をお願いしたいなと思うのですけれども、それについてはどうでしょうかね。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） そういう具体的な検討ということのお話でございますけれども、先ほどからのお話の中でも話は大体見えてくるかなというように思うのですけれども、泊まりの看護師さん2人いますよ。でもその2人に例えば小さな子供さんがいないときもあり、1人のときもあり、2人のときもある。そして、それも毎日ではなくて不定期で、ある程度パターンは決まってくるのだらうと思うので、大体何日置きぐらいに何人何人とかというような、小さな子供さんが預かなければならないだとかというようなことが出てくるかもしれない。でも、これがまた1年たって2年たつてとかとなると、また子供さんたちの年齢も変わるし、また看護師さんたちの構成も変わってくるという部分で、今段階でどうなのだというのと、来年になったらどうなるか分からない、再来年になったらどうなるか分からない。そういうような状況の中で、より具体的に検討を進めて、これは経費がどのぐらいかかって、効果どのぐらいあるのかなだとか、そういう検討というのはなかなかやはり難しいのかなというように思っています。今段階でどうなのだという話だと、確かに今いる看護師さんたちの中で子供さん、もしもそうやって院内で子供さんを預かってくれる、そういう場所が

ありますよだとかといったら、預けたいわという人たちがどのぐらいいるのかだとか、そういうような話にもなってくるので、ただそれは今段階ですよ。だから、その年その年によって看護師さんの状況も変わるし、その看護師さんが養育されている子供さんの状況も変わってくる。そういうような状況の中で、具体的に今検討を進めるといのは非常に難しいのかなというのが一つと、やはりそこで週に何回かしかないけれども働いてくれますかというところで、働いてくれる人が本当にいるのかどうなのかといったところも、これはちょっとあるのかなというように感じています。そういったことも含めて、やはりなかなか、先ほどもありましたけれども、お話しさせていただきましてけれども、なかなか設置だとかするというのは難しいのかなと、困難かなと感じているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 困ったな。そこまです町長に言われると、これ以上求めても難しいかなと思ってはいるのですけれども。でも町長、町長のおっしゃるのも現状として、これは私も分かるのですけれども、本当になかなか医療・介護の現場というのは募集しても人が集まらないという状況であります。それで、法律で定める最低のところは恐らく守られてはいるとは思いますが、やはりぎりぎりの人数で仕事をされてますと、やはり人間ですから疲れてきます。疲れてくると、やはりふだん気に障らないことが気に障ってみたりとか、ちょっと私の家でもそうですけれども、農繁期になってくると家族の中でぎくしゃくするようなこともありまして、やっぱり人の確保ということについては、何とか取り組んでいただけないかなと強く思う次第でありまして、もうまつまり切らないので、2番目の質問はやめます。でも、悪い案で

はないと思うのです。夜間働く場所というのはね。

○議長（高橋秀樹君） 病院事務長、答弁。

○国民健康保険病院事務長（川島英明君）
今の現状で申し上げますと、小さいお子さんいらっしゃる看護師さんというのは確かにおります。ただ、今いる職員の中では皆さん御夫婦でということで、夜勤の入る日は旦那さんが見ていただいたりということで、そういったことでやっておりますので、今現在としてはそういったものの、今の職員としては需要はないのかなと思えます。ただ、今後そういった方、職員がなかなか集まらないだとか、そういったときに今みたいな事情がある方に対しては確かにそれは有効なのかなと。ただ、今、集団面接会ですとかいろいろ私どもも手広く動いてまして、実際内定出した看護師さんも今1人おりますし、この前の集団面接会で施設見学ということでいらした方もいらっしゃいます。それはお二方はお子さんはいらっしゃらない方ということで、今の現状としては確かに不足はしていますが、何とか回っている状況ということで、今川上議員さんからいろいろお話があったことは、非常に確かによろしいことかなと思っておりますが、現状としてはうちの病院としては今のところそこまでは必要がないという状況にあります。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 今の現状をお聞きしましたので、2番目の質問については終了をさせていただきます。

それでは、最後の3番目の外国人……、ごめんなさい、もう1点、2番目の関係がありました。

実はこれも難しいとは思いますがけれども、参ったな、町民から聞いてくださいと言われたのですがけれども、実は病院の中の院内保育にあわせて、子供が感染症になっ

たときに預けられる病児保育というのがあるそうなのですけれども、私が病院の中に保育所をつくったらいいのではないかなと思っているのだということで、その方そういう案を、意見を出してくれたのですけれども、そういう病児保育を望む声もありますということで、ちょっとこれはお伝えを……。どういう考えがあるか、病児保育に関してどういう考えがありますかということです。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

本町で実施しております部分については、今議員がおっしゃいました病児保育ではなく病後児保育についての関係をしている状況でございまして、病児の部分についてはちょっと今の段階では本町では対応をしていないということで御理解いただければと思っております。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） この件については、自分はあまり詳しく分からないものですから、そういうことなのかなということで、2番目の質問は終わりにいたします。笑わないでください。

それでは、最後の外国人労働者の関係であります。実は……。

○議長（高橋秀樹君） 川上議員、お昼が近いので、ここで一旦お昼休憩をさせていただきます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

それでは、午後1時までお昼休憩といたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番議員の再質問を許します。

9番川上修一君。

○9番（川上修一君） それでは、3点目

の外国人労働者の件について再質問をさせていただきます。

労働力不足と人口減少というのは本当にイコールの問題でして、4年前当町では6,800人いらっしゃいました。現在は6,200ちょっとで、たった4年の間に約1割近くも減ってきてしまったと。減少していくというのは推計の中で分かってはいたのですけれども、やっぱり思った以上にスピードが早いのかなと自分は認識しております。

ところが人口減少対策について、足寄町は私は非常に頑張って取り組んでいると認識をしております。例えば、農業では放牧酪農を中心とした新規就農の促進ですとか、林業は先ほどお話したとおりであります。商工業においては、住環境整備ですとかすばらしい事業をされている。また、介護では何か奨学金、福祉課長、あれ何という制度でしたか。奨学金でいいのですか。ごめんなさい。そういった制度をやって人材確保しようと努めていらっしゃる。そしてまたびびっどによる移住促進事業、そして何といたっても手厚い子育て支援政策、そういういろいろな事業を展開しても残念ながら、その事業自体は一定の効果はどれも出ているとは思いますが。それでも人口は減少している。そしてやはりそれによって当然働き手もいないという状況になってきております。それで、ありと思いつくいろいろな施策を展開しながら、なおかつ労働力が確保できない状況にある。ここまで来たら、もう私は最終的な方法として外国人に頼るしかないのかなと、私は思っております。

それで、答弁は頂いたのですけれども、現在在留資格を持って住民登録されている外国人の方は41名ですね。4年前は27名でした。やっぱり少しずつですけれども、足寄町においても外国人の方は増えてきているのかなと思います。

それで、今回国が特定技能制度、これを

本年度改正して幅広い分野で長時間仕事に従事することが可能になるなど条件整備を進めております。それで今回の、これは国のされていることなのですけれども、労働力が不足しているから法改正したのですけれども、もし、この法改正に至ったそのほかの問題ですとか、あるいは特定技能制度が現時点で分かる情報として、どのように改正されていて、結局外国人の方が労働力として日本に入ってきてやすくなるように改正されるのだと思うのですけれども、その辺の制度について、ちょっと分かるところがあればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（高橋秀樹君） 佐々木経済課長、答弁。

○経済課長（佐々木康仁君） お答えをいたします。

私も専門家ではございませんので分かる範囲でということになると思っておりますけれども、どうぞよろしく願いをいたします。

今多くの方が日本に来ていただいておりますけれども、多くは技能実習制度という制度で来られていらっしゃいます。技能実習制度とはどういうことなのかというと、労働力ではないのですよね。これはあくまでも国際協力に基づいた国際貢献、日本で例えば農業でも建設業でもいろいろなことを学んで戻られて、それを生かしてその地域で活躍されるための制度なのです。これでいきますと、最長で5年間しか就労することができません。そこで、特定技能制度というのを令和元年度につくられました。要は、5年間しかいられないので、もうその後は皆さん帰られてしまうと。せっかく学んだものを、日本も実を言うと、今おっしゃったとおり人手不足なので、そのまま何とか働いてもらうことができないだろうかということで、特定技能制度を2019年につくっております。特定技能制度につきましては、先ほどの技能実習制度は国際貢献ということでしたが、この特定技能制

度はもう明らかに人手不足に対応するための労働力だということをはっきり国がこの制度をつくるにつくっております。人材確保と人手不足解消ということで制度をつくっているのが特定技能制度ということになります。

出入国在留管理庁の資料によりますと、現在特定技能1号という資格でこちらのほうに、日本のほうにいらっしゃるのが、令和5年1月末の速報値ですが、13万7,000人ぐらいの方が特定技能1号ということで日本のほうにお住みだということになっております。ただ、特定技能1号も通算で上限5年間しかいられないのです。技能実習制度で良好な成績を収められた方、一生懸命頑張っておられて、その方は特定技能1号に移ることができます。ですから最大10年、5年5年いることが可能という制度でありましたが、結局人手不足だといって特定技能制度をつくって5年間最長いらっしゃいましたが、この方々が、この制度ができたのが先ほど言いましたように2019年なので、ここで5年間たってしまうのですね。ですから、2024年、23年、24年にまたせっかく学んだ方々が帰られるということがあったので、特定技能2号という制度があるのですけれども、これはもともと特定技能制度をつくったときに建設業と船舶業の方々については、その後も勤められますよということにしていたのですが、その枠が2分野しかなかったのですが、多くの方々が農業分野だったりそういう分野でもお働きになっていたのです、その人方が一斉に帰ってしまうことになるのですね。そうならないために、特定の技能2号を今年度改正をしたと、特定技能制度を改正したというふうに認識しております。

特定技能2号というのは、令和5年1月末の速報値では、在留者数は9人だそうです。ですから、これから本当に1号の方々が残られれば増えていくということです。

2号の方はどういうことなのかということなのですけれども、基本的には在留期間の更新は必要ですけれども永住が可能だということになっております。技術水準も試験等で確認をする制度になります。誰でも彼でも10年いたからいいよという制度ではないということになります。大きいのが家族の帯同です。要件を満たせば、御家族を呼んでこっちで住むことが可能になるということになります。これらも今1号が、先ほど言いましたように多くの方いらっしゃるのですけれども、この方々が帰られる前に2号制度の拡充を図ったというのが、今回の改正というふうに認識してございます。2号になるためには、やはり成績が一生懸命頑張られた方ということになりますけれども、技能実習制度と特定技能制度の違いについては以上のように認識しております。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） よく分かりました。すごいですね。

自分も農林水産省で、そこで書いている資料、こんなに分厚いのですけれども、これが分かりづらい制度で、一体何を言いたいのかなと思ったのですけれども、説明は非常に分かりやすく、それだったら外国人の方も来やすくなるのかなというふうに認識しているし、日本も受け入れるほうとしても長くいてくれるからそれなりの、それなりというところであれですけれども、しっかりとした対応、生活も含めてできるのかなと思いました。

それで、外国人労働者に対する町の考え方の答えの中で、「受入れに向けた情報収集や外国人が生活しやすい環境づくりについて、具体的な要望に基づき検討してまいります」とありました。これはすばらしいお考えをお持ちで私も喜んでいるところなのですけれども、実は町内の企業でも独自に呼び込んでいる方もいるし、農業の分野では結局受入れは業者任せの方が多く

て、かなりの恐らく、金額は聞いていないのですけれども、金銭をお支払いしていると。けれども、申し込んだ業者が適正といえますか、いいところならいいのですけれども、やはりいろいろな業者があるそうで、トラブルが後を絶たない、そういう問題があるようでございます。

それで今後に向けて、例えば建設業界ですとか商工会ですとか、あとは農協、森林組合もそうなのではないでしょうか、そういう各種団体と協議していただいて、外国人を受け入れる場合に外国から人を集めてくれる管理団体みたいのもあるのですけれども、そこそとそれから受け入れる事業者さん、その間に受入支援団体という組織が実は設置することが可能でございます。それで、受入支援団体が何をするかといいますと、今課長が言われた出入国管理なんちゃらにいろいろな報告書ですとか、資料を出す作業をします。それによって受け入れる事業者は負担が軽くなるのかなと思うのです。そういった受入支援組織を立ち上げるのに、私はぜひ町が呼びかけて、町にやれという意味ではないのです。町が呼びかけて各いろいろな業界の人と協議して、受入支援組織を設置するとか、そういう方向に進んでいただけないかと思うのですけれども、その辺については町長、いかが思いますか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 受入支援団体というものがあるということでもありますけれども、ちょっと私も勉強不足でなかなかその支援団体というのはどういう組織になるのかというのは、よく実態として分かっておりません。それで、基本的にはお答えしておりますように、基本はやっぱり受け入れるのは事業主体が、事業主さんということになると思います。現状も実際に全部で41人ぐらいの外国人の方が足寄町に来られて住まわれて、いろいろなところで仕事をされて実習もされているということでもありますけれども、具体的にどこに誰がいてと

というようなことは実際町としてもきちんと把握しているわけではございません。そういうことでありまして、実際に受入団体をどうするのかだとかといった部分も、町としてあまり認識をきちんとしているわけではないということが実態でありますので、お答えもしていますように、具体的な要望に基づいて町としてできることについては対応していきたいなというふうには思っています。農業で来られている方が多いわけでもありますけれども、そのほかに商工業であったり、林業であったりというようなところでも、実際に足寄に来られている方がいらっしゃるということでもありますので、今段階では、多分それぞれの事業主さんたちがきちんとその中で管理がされているのだろうというように思っています。今後において、こういう外国人の方たちが増えてきて、受入支援団体だとかというものが必要になってくるというようなことで、それぞれの事業主さんだとかからお声があれば、その中で農業なり商工業なり林業なり、それぞれの団体の皆さんからそういうような声が聞かれてくれば、その中でまた皆さんと相談しながら、町としてどういう支援ができるのか、どんな団体になるのかというような部分も検討させていただきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 今のそのお気持ちがあるということでありがたいなと思います。

それで、外国人労働者の関係で、お隣の本別町の社長さんなのですけれども、ネパール人男性、介護士さん、これがお二人受け入れられたという記事が出ておりました。本別町さんも実は介護人材の不足に悩んでいて、昨年春ぐらいから検討して、そしてやっと1年たって、1年かかったのですけれども、受入業者さんを通じて入ったという記事であります。

福祉課長にお尋ねしますけれども、こういったお隣のことなのですからけれども、情報としてどういう経緯で入られたとか、そういったこと含めて、何かこの関係で知っていることがあればお聞かせをいただきたいのですけれども。

○議長（高橋秀樹君） 森岡福祉課長、答弁。

○福祉課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

川上議員がおっしゃるように、本別町社協では今年4月よりネパールの方を2名採用されているということになっております。本別町社協では、将来的な介護人材不足に対応するために、一昨年、昨年ですか、昨年独自に外国人の人材確保に向けた取組ということで情報収集等をされていたようです。それで、昨年セミナー等で登録支援機関というところとコンタクトを取ることがございまして、その登録支援機関という会社が何をするかという部分についてなのですが、特定技能の在留資格で働く外国人を雇用する会社に代わりまして、外国人に対して各種支援を行う団体または個人のことを登録支援機関という形になるのですが、その機関を通じまして、今回2名の方を採用されたというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 分かりました。

町長の答弁にもありましたように、今後業界からそういった具体的な要望があったら、ぜひ町として何ができるか検討してまいりたいとのことなのですけれども、それもいいとして、私としては呼びかけをしていただけないかなという気はするのですけれども、各種団体について。一堂に集まって、労働力問題ですとか外国人の問題について、今取り組んでいる方もいらっしゃるし、やはり何が何だか分からなくて労働力として欲しいけれども、どうしていいか分

からないという事業者さんも恐らく農家を含めてたくさんいると思うのです。そういった問題に対処するために、ぜひ旗振り役を町にさせていただけないかなと思うのですけれども、町長、駄目でしょうかね。旗振り役といいますか、協議の場を設けるで結構です、まずは。いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたけれども、基本的には事業主さんが主体となるということであって、現状では事業主さんがそれぞれやっているということになるのかなというように思います。

事業主さんだけではできないよということになって、例えば全体としてどうしているのかだとかといった部分でいくと、やはり例えば農業であれば農協だとかそういったところが、またそれぞれの農家の方たちがそういう声が大きくなれば農協だとかそういったところがまた主体となるだとかということになるのかなというように思っています。

農協でも例えばそれがちょっとなかなか難しいよだとかということになって、町で何とかならないのかだとかという話になれば、また町としても、例えば農業だとか、さっき言ったように商工、それから介護だとかというようないろいろな分野の中で、それぞれのところで必要だよという話になって、どうしてもそれぞれではできないよという条件があって、町なり何なりそういう、どこかで何か中心となってやらなければならないところがないとできないのですよということであれば、またその時点では検討もしなければならぬのかなというように思いますが、現状の中ではそれぞれ事業主体の方たちがそれぞれ今の段階でやっているという状況ですから、今の段階で町が旗を振って、外国人の方を採用したい人いませんかということで旗を振るといようなことは、現段階では考えておりません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 9番川上修一君。

○9番（川上修一君） 現状はそうなのかもしれないけれども、私が思うには、今取り組んでいられる事業者の方もかなりの問題を抱えながら苦勞して悩んでやられているのではないかなと。私がお聞きしている農家の方も非常に書類の申請に参っている。それでやはり農作業は日々ありますから、特に農業は酪農が多いようでありますね、技能実習、外国人の方。それで、どうしても出す書類が3か月に1回だとか何かいろいろあるらしくて、滞ってしまう。それを監査といいますか、監督管理する団体が来て、早く出せ、何やってるんだみたいなことで苦勞されているようであります。そういったことも含めて、確かに労働力確保は、それは事業者の責任というのは私も分かりますけれども、それでも今日の一般質問通じてお話ししているとおり、なかなか日本の人材だけでは足りないという現実があります。そのことを鑑みたときに、やはり外国人労働者の受入れについて、私はもうちょっと積極的になるべきでないかなと思うわけでありまして。なかなか人それぞれいろいろなお考えがありますから、これ以上質問してもお答えは変わらないのかと思いますけれども、もしも、この労働力不足というのを単純に事業者だけの問題ではないのですよ。産業が廃れたりするということは、これは町が衰退するということだと、そういう考えをお持ちであれば、ぜひその協議する場を設けていただきたいと思っております。

もう以上で、一般質問を終わります。

○議長（高橋秀樹君） これにて、9番川上修一君の一般質問を終了いたします。

次に、12番二川 靖君の一般質問を許します。

12番二川 靖君。

（12番二川 靖君 登壇）

○12番（二川 靖君） 議長のお許しを

得ましたので、一般質問通告書に基づき一般質問をしたいと思います。

件名は、町民を守る熱中症対策について。

本年は全国的に猛暑が続き、道内においては熱中症による搬送者の6割を65歳以上の高齢者が占め、中高生においても屋外の運動ではなく屋内スポーツでも搬送されたケースが相次ぎ、8月22日には伊達市において、運動後の小学校2年生の女兒が熱中症によって痛ましい死亡事案が発生しました。

熱中症対策として、以下の点について伺います。

1、町が管理する施設でエアコンが導入されている施設はどのくらいあるのか。

2、環境省で「日常生活に関する指針」及び「運動に関する指針」が示されていますが、暑さ指数測定器を設置している施設はあるのか。

3、町が管理する施設について、エアコンの設置を優先順位をつけて取り組む考えはあるのか。

4、特別警戒アラートが発出した際には、冷房の効いた部屋をクーリングシェルターとして開放し、子供たちからお年寄りの集える場所ができないのか。

以上であります。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 二川議員の「町民を守る熱中症対策について」の一般質問にお答えします。

1点目の「町が管理する施設でエアコンが導入されている施設はどのくらいあるのか」についてですが、現在、公共施設など39施設にエアコンを設置しております。主な設置施設としましては、主に高齢者が利用する老人憩の家や各寿の家。幼児から児童生徒を対象にした施設では、小中学校や子どもセンター、各へき地保育所、児童館。多数の方が利用する施設では、町民センターやあしよる銀河ホール21、そのほ

か国民健康保険病院や役場庁舎、消防庁舎、高齡者等複合施設などとなっております。

2点目の「暑さ指数測定器を設置している施設」につきましては、子どもセンターと全小中学校に計47台を設置しております。

次に、3点目の「町が管理する施設について、エアコンの設置を優先順位をつけて取り組む考え」につきましては、子供や高齡者の施設は命を守る上でもエアコン設置の優先度が高いと考えておりますが、設置及び維持管理には多額の経費がかかることから、これまではエアコンが必要な施設を精査し、財源確保を行いながら設置を行ってまいりました。今夏の厳しい暑さを受け、施設の利用状況を踏まえてエアコンの設置について検討する必要があると考えており、今後、優先順位を検討するとともに財源の確保に努めていきたいと考えております。

4点目の「特別警戒アラートが発出した際に、冷房の効いた部屋をクーリングシェルターとして開放できないか」についてお答えします。

令和3年4月より全国を対象として運用が開始された熱中症警戒アラートにつきましては、十勝では本年度、運用開始後初めて発表される事態となり、本町におきましても、住民の皆様に屋外ではできるだけ直射日光に当たらないよう注意し、水分補給を心がけるよう、防災行政無線で注意喚起をしてまいりました。

近年の猛暑を踏まえすと、自宅にエアコンを設置していない町民への支援が必要と考えており、熱中症警戒アラート発表時には、エアコンが設置されている老人憩の家や町民センターの施設開館時間内において、冷房の効いたスペースを利用できるよう検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今町長の答弁の中で、いわゆる町が管理する施設でエアコンが導入されている施設、39か所あるということでもあります。

それで、こういった老人憩の家や各寿の家、あと児童生徒を対象とした施設、小中学校、児童館ということで、町民センターも国保病院もとなっておりますけれども、いずれにしてもこのことに関しては、もっともっと設置すべきなのかなというふうに考えております。それはなぜかというと、町が管理する施設というのは、いろいろな施設がありまして、例えば役場の庁舎なのですけれども、役場の庁舎もエアコンが設置されておるというふうに聞いておりますけれども、一部例えばこの広いところで一方的に風が当たれば、涼しい方もいれば暖かい方もちょっと中にはいるのかなというのはあるのかなというふうには感じているところであります。そういったことで考えると、やはり業務を効率的に担う役場の庁舎もやはり必要なのかなということも、これは優先順位もいろいろありますけれども、考えられる一つなのかなというふうに思っているところでありまして、まだまだ予算の関係では早急につけられるという予算事情にはないのかなというふうに思っています。

それで、先ほど矢野議員のほうから教育現場施設ということでお話があつて、これはちょっとすみ分けされていたのですけれども、ちょっとだけお話ししたいというふうに思っていますけれども、ただこれ設置をする、前倒しをするということだけがちょっと議論になっていたのかなということで、例えば教育委員会のほうから今見積りをしますよだとかという話があつたのですけれども、例えば前の議会するときにも小学校だけで数億円かかるという話があつた

のかなというふうに記憶しています。それが多分役場の施設からいろいろ考えていけば、その数億円が今物価高騰により原材料が上がっている中で、本当にすごい膨れ上がってくるということで、町の財政も相当いろいろな施設につけていくといえれば圧倒していくのかということと考えられるということでもあります。

それで、そういうことでいえば、町が管理する施設でエアコンが導入されている施設39施設といますけれども、これもやはり先ほど言われているように、優先順位をつけながらどうにか町民の方々が安心してやはりそこにいれるという施設もつくっていったほうがいいのかないかなというふうに思っておりますし、例えばいろいろな各自治会の中でも施設があります。その中には、私西町ですので、はたらくものの憩の家と西町コミュニティセンターとあるのですけれども、なかなかそこにエアコンがないといえれば、例えばちょっと会議をやれば夜風通しが悪いのですごく暑くて大変だということがあるのですね。そういった場合には、やはり町の施設を借りられれば一番早いのかなというふうにはちょっと自分自身も考えるのですけれども、お年寄りがまた例えばこの町民センターを借りて、みんな集まってくださいよ、会議やりますよと、なかなかまたきついのかなというふうに考えています。

それで、そういったことでいえば、そういった施設を利用してくださいというアピールと、エアコンのついた施設というアピールと、例えばそれをアピールをした中で使用していただくと。一方では、お金がかかるからもうちょっと我慢しておいてもらって、そういった施設を利用してくださいということも必要なのかなというふうに思っているのです。そういったことも含めて、アピールをしていただきたいというふうに思っていますし、39からどのくらい今後増えるのかということもありますけれども、

そこら辺のアピールについてどうしていったらいいのかということがあればお伺いしたいなと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 町が管理している施設の中で、公共施設など39施設についてはエアコンがついています。ただ、その施設によっても、先ほどいろいろとお話ししましたけれども、誰でもがみんな使えるという施設でないところもあるわけでありまして、そういうことも考えますと、暑いからということで、この施設を使ってくださいと簡単に言えないところもありますということなのです。

4点目の質問にちょっとかぶってしまう部分もありますけれども、そういう中で例えば今年のように非常に暑い日が続いて、家の中にエアコンがあればいいのですけれども、なければ非常に参ってしまう、体力も落ちてくるだとかというようなこともあるのかなというふうに思っております。そういったときに、エアコンのついていてそういう施設が近くにあれば、そういった施設を暑くて大変だなというときには使っていただくというのも今後PRしていくことになるのかなと、していかなければならないことにはなっていくのかなというふうに思っています。

今年、ちょっとニュースで見たのですけれども、帯広市で非常に公共施設の利用者が多いという、たしかニュースがあったような記憶があります。それはやはり暑いので少しでもエアコンのついている涼しいところを利用してというようなことで、人が多く集まっているというようなことでの、たしかニュースだったと思うのですけれども、そういうことがやはり足寄町においても必要になってくるのかなというふうに思っています。例えば、銀河ホールも完全に全部が涼しいわけではありませんけれども、銀河ホールであったりだとか、町民センターだとか、それから社会福祉協議会の

ところですかね。そういうエアコンが効いていて少し涼しくなっていますよというようなところを、暑いときには使っていたかということ、それが今後必要になってくるのかなというように思っています、そういった部分で、4点目にありますけれども、4点目の質問の中にもありますけれども、そういう施設を一定程度PRするかどうか、暑い日にはこういうところがエアコン効いていて涼しいですよとかというPRとか、そういったものも今後必要、今年を踏まえて、来年度以降そういったことが必要になってくるのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） そういったことなのだろうというふうに思っています。それで1点目と3点目と4点目ということも絡んで今お話をさせてもらってますけれども、いずれにしてもエアコン設置というのは、多分今予約したから来年すぐ今つける状況ではないというのは去年もそうでしたけれども、業者さんに聞いたらそういった状況も出てきているということもありますし、2年前のエアコンの価格、例えば設置料とエアコン本体をつけても10万円何がしでできたのがやはりかなり今回聞いたら、エアコン代と設置料が跳ね上がっているということで、多分早々につけてくれといってもなかなかつかないというのが今実態なのかなというふうに思っていますし、多分こういう公共施設でいえば、こういったエアコン、これは多分すばらしいものなのかなというふうに思いますけれども、例えばホテルの空調システムみたく大きくなれば、本当に先ほど言ったような学校につけるのであっても何億円もかかってしまうというのはもう分かっていることなので、そういったことで、学校は学校で先ほど前倒しでやるということになってますけれど

も、全体的な施設として早急に検討していただくということを考えていてもらいたいなというふうに思っているところであります。

それと、暑さ指数測定器、これは皆さんあまり聞き慣れない言葉だったのかなというふうに思ってますけれども、実はこれ私の調べた資料では、いわゆる熱中症の予防サイトということを出てまして、これは暑さ指数WBGTという言葉が使われていて、どういうことなのかなということ、皆さんも御承知ない、今日傍聴に来られている方もいますので、日常生活に関する指針ということで、31度以上になれば危険ということで全ての生活活動で起こる危険性があるよということ、言われているということで、特に高齢者については安静状態で発生する危険性が大きいと、安静状態とはただ休んでいるだけでも熱中症になる可能性があるよと。外出はなるべく避けて涼しい室内に移動するということになっております。

それと、運動系というか、運動に関する指針では、35度以上になれば、特別の場合以外を除いて運動を中止するとか、子供の場合は中止すべきだとか、31度から35度では嚴重注意で激しい運動は中止するとかということを出ているのですよね。こういったことが熱中症アラートが出る段階になってはニュースでは出てくるのですけれども、こういったことで、そういったことで危険性が増すよということがなかなか知らされていないということで、先ほど言ったように、測定器は何台設置されているのかということでお伺いしたところです。小中学校に47台が設置されているということで、例えば、これもお金のかかる話で悪いのですけれども、そういった老人施設とか寿の家、エアコンは入ってますけれども、多分私たちも年を取ってきたらそうなのですからけれども、電気代が高いからなかなか入れづらいたとか、いろいろ

なことがあって、熱中症対策はするのですけれども、なかなか電気が入れづらい、スイッチを入れづらいということがありますので、例えば管理人のいる施設、例えばですよ、老人憩の家にはいるのかな、そういった施設についてはやはりこういった指数計を設置してはどうなのかなと。値段はエアコンほど全然高くないので、そこで熱中症対策ということで、今日は危険だよということを、そういう住民の方々に示すとか、そういったこともしてはどうなのかなというふうに思いますけれども、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 施設によっても管理人さんがなくて、管理人さんはいるのだけれども、常駐していないだとかという施設もいっぱいあります。まちの中のいろいろな集会施設だとかそういったところは、そういうことでいくと、管理人さんが常駐しているわけではないので、なかなかそういったところは難しいと思いますけれども、常駐していてその方がその日その日のことを測定ができるだとか、そういう中身を、多分難しいものではないだろうと思うのですけれども、そういうのを見て皆さんにお知らせできるような、そういうような施設については一定今後予算も含めてやりますので、来年度導入するかどうか、どういう施設だとかこういう測定器があるときちんと効果があるのかだとかという部分、そういったものなども検討しながら今後設置について検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今の答弁で来年度以降にちょっと考えていただくのかなというふうに捉えられるのかなというふうに思っています。

それで、今回足寄町も防災無線で熱中症

警戒アラート、水分取りましようとか休みましようとかというふうにずっと言っていたのですけれども、例えばそういったことが来年度予算の関係でもし買えないというふうになれば、多分役場のそれぞれの担当者が、今日は熱中アラートが出ているのでそういったことはなるべく控えてくださいということをやまず手始めにやる中で、先ほど町長がおっしゃったように、そういった暑さの指数測定器をそろえていくというのも一つの手なのかなと私は思っているのです。だってお金のかかることですから。例えば町民の血税を削っていっぱい何でも事業をやればということではなくて、そういったことからやはり手始めにやっていく中で、予算がつけば徐々に拡大していくということも来年度に向けてはちょっと検討していただきたいと。何か質問すれば、何ぼでもお金があるから何ぼでもお金使ってくれというようなことで取られたらまた困りますので、そういったことで、そういったことも各係、課の中で共有しながら、そういった対策も講じていったほうがいいのかというふうに思いますので、そういったことで、これは来年度に向けてのお願いということで、やっていただきたいなというふうに思っています。

それと、クーリングシェルター、どうして開放できないのかということ、先ほど町長の答弁の中で、いろいろ施設の中にはいろいろあって、開放できるものできないものがあるということでもあります。例えば子供たちにすれば町民センターですか、あと図書館のルイカだとか、あそこら辺、学童に行っていない子供たちが行くところがなかったらそういうところしかないということで、例えば先ほど老人憩の家、開いてますよというふうになれば、学校の近くなので、例えばこういう熱中症アラートが出ているので子供たち行くところなかったらそこ開いてますからということも、逆に学校にお知らせをして、熱中症対策でそこも

開放してますので行っていただきたいなということも含めて、できるものなのかなちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほどの測定器の関係でいきますと、やはり測定器、すみません、終わった話で、申し訳ないです。測定器の話でいくと、測定器はやはりその施設に来た人しか分からないという部分がありますので、あってもですね。そこに来た人に管理人さんとかが測っていて、今こういう状況ですよとしか言えないという部分があって、今、二川議員からお話があった防災無線だとかそういったものでお知らせして、町民全体に、今日は非常に暑い日なるべく外に出ないほうがいいだとか、なるべく家にいたほうがいいだとかというものを流したほうが、町民全体に知れ渡る部分でいけば、そのほうがいいのかなというようにも思いました。実際に今年も防災行政無線使いながらそういう放送していますので、熱中症とそれと食中毒だとか、そういったものを合わせたりしながら放送してますから、そういった部分を今後も引き続き、暑い日で外に出ないほうがいいよという日はそういうような防災無線で放送するだとかしながら、町民全体にらせていくという、そういったことをやはり今後も続けていきたいなというように思います。

それから、さっきの4点目の話ということにもきつとなるのかなというように思っていますけれども、施設の中で冷房が効いていて、そこが一般的に使うことができますよと。管理人さんがいて、常に開いていて、誰か来ても、入ってきても、その中で過ごすことができますよというような施設であれば、そういったところを活用していただくというのは、来年度に向けて検討しますということで4点目の答えはしていますけれども、そういうことをできるようにしていきたいなというように思ってお

ります。

やはり開いている施設、どういう施設があつて、どういうところが冷房が効いていて開いている施設で使うことができますよという施設が、やはり分からないといけませんので、そのあたりについては周知をしていくというようなことを来年度に向けて検討していきたいなというように思っています。ですから、それぞれ使う目的というのがあって、例えば老人憩の家だと中央老人クラブだとかが日頃使っているのですけれども、そことお話ししながら、例えば子供さんたちが放課後そこで少し過ごさせてもらうことができるかどうかだとか、いろいろな協議をしながら使えるところ、使える施設を検討してまいりたいなというように思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 来年に向けて、様々な検討をしていただけるということで、助かるのかなというふうに思ってますし、何が助かるのかといったらやはり子供さんやお年寄りが一番助かるのかなというふうに思っています。

ここで、またお金の話になるのですけれども、やはりエアコン代が先ほど高いといったのもそうですし、電気料が本当にまた高くて、自宅でもなかなかエアコンは使づらいというのは、高齢者の方もいたり、大変なのかなというふうに思っています。

質問事項にないので悪いのですけれども、公営住宅についてちょっとお伺いしたいなというふうに思っています。

公住についても町の管理する施設ということで位置づけておりますけれども、個人で設置するということになれば、多分エアコンを設置できる場所、できない場所というのがあるのですけれども、そこら辺の基準というののはどのようになっているの

か、ちょっとお伺いしたいなというふうに思っています。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 公営住宅でございませうけれども、基本的にできないところとかというのは特にはございませう。ですから、うちの役場の総務課に財産管理という公営住宅を管理している部署がございませうけれども、そこに一度お話ししていただいて、冷房、エアコンつけたいということでお話をしていただいて、設置していいよという、駄目だということはきっとないというように思っていますので、それで話をさせていただいてつけられるのかなというように思っています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） そうしたら私が誤った情報を仕入れてきたのかなという、たまたまつけている人はつけているのですけれども、何か穴空けたら駄目だと言われたんだという方がいらして、だからつけている方とつけてない方の基準が何なのかと問われたのだけれども、ちょっと分からないのでという話をされていて、たまたま今回熱中症対策の話でなったもので、ちょっとお伺いしたのです。すみません。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ちょっと私も詳しいことは分かりませうけれども、二川議員が聞かれた方がなぜ駄目だったのかというのは理由がよく分からないのですけれども、基本的にはつけることについては構わないと思います。つけて、そこを退去するときに、原状復帰といえますか、例えば穴空けたりとかするところを、そういったものを塞ぐだとか、そういったことが必要になってくるといことになっていきますが、今ストーブだとかでも穴空けたりだとかしなければならぬ、もともと空いているところもあるのかもしれないですけれども、そう

いったことがありますので、最終的には原状復帰をして返していただくというような、退去するときにはですね。それができれば特にエアコンをつけて駄目だとか、いいとか駄目だとかというような、そういう区別はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 分かりました。多分鉄筋コンクリート等で穴空けてしまえば原状復帰にならないから、そういう捉え方する人がいたのかなと、今思い起こせば考えられるのかなというふうに思っていますし、多分鉄筋コンクリートあたりなら今穴空くの厚かったら相当大変な作業になるみたいなので、そこを原状復帰すれといえれば、ただ穴塞げばいいのかなという感覚で大変なのかなと、そういったことがあってそういった話があったのかなというふうに思っていますので、例えばそういった話はまた言われた方にはそうやってお返しできますので、たまたまちょっと蛇足になりましたけれども、そういったことがあったので、ちょっと一般質問の中で言わせていただきました。

いずれにしても、この緊急性を要する熱中症対策については様々な議会で議論になっているということでありませうし、今回ダブった熱中症対策については議運のほうで認めていただきましたので、今日そういった一般質問ができたということで、この一般質問については終わらせていただきたいというふうに思っていますし、来年度以降また町としてもお骨折りいただきながら進めていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

次に……。

○議長（高橋秀樹君） 二川議員、次の一般質問に入る前に、休憩を。

2時10分まで休憩をいたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

12番二川 靖君の質問から許します。

12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 2点目なのですが、中学校の部活動の地域移行についてということで、令和4年度第2回の定例会において「中学校の部活動と少年団活動及び生涯スポーツの現状と課題について」という質問事項の中で一般質問をいたしました。いよいよ本年度から国の「改革推進期間」が始まり、2025年度末までがその期限となっております。

十勝管内においては、一部の町村では国の方針を先取りするような事例や、足寄町は教員や保護者、競技関係者でつくる協議会が設置されているとの新聞報道がありましたけれども、以下の点についてお伺いしたいと思います。

1、協議会設置後の経過と現状はどのようになっているのか。

2、生徒の声をどのように反映していくのか。

以上であります。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、東海林教育長。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 教育委員会から、二川議員の「中学校部活動の地域移行について」の一般質問にお答えします。

1点目の「協議会設置後の経過と現状はどのようになっているのか」についてですが、令和5年6月29日に第1回目の足寄町部活動地域移行検討協議会を開催しました。構成委員は、小中高の学校長、体育協会・文化協会等の役員、PTA会長などあります。

会議では、会長と副会長を選出した後、部活動の地域移行に関する基本的な方針や生徒、保護者及び中学校教職員アンケートの実施、今年度のスケジュールについて確

認しています。

第2回目は10月6日に開催を予定しており、講師を招いての実践事例発表、アンケート結果の報告、分析などを予定しています。

2点目の「生徒の声をどのように反映していくか」についてですが、生徒アンケート結果や文部科学省の地域スポーツクラブ活動体制整備事業の指定を受け、総括コーディネーターを配置していますので、直接生徒の声を聞いたり、中学校と連携するなどして要望をすくい上げていきたいと考えております。

このたびの運動部活動の地域移行については、令和5年度から令和7年度が改革推進期間とされており、地域の実情に応じ、可能な限り早期の実現を目指すとなっております。地方においては、受入可能な機関、団体も限られており、難しい状況にありますが、道教委等からの助言、先進地における推進状況などを参考に、本町に合ったスタイルの構築に向け、取組を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） もう1回目の検討委員会が今年の6月29日に開催されているということでもありますけれども、昨年もしろいろこの問題について、長々と何か調べたら何十ページにもなるような一般質問をしてきたということでもありますけれども、いずれにしてもこれは待ったなしの2年間ということの中で、例えば昨年もおっしゃっておられましたけれども、平成31年2月に策定した足寄町における部活動の方針ということで、多分休みの関係だとか時間だとかというのは、あのとき教えられてきているわけなのですが、これについては多分変わらないのかなというふう

に思っています。

それで、心配なのは、こういった協議会設置後、第2回のをやっていくというのですけれども、ここではスポーツクラブの活動の体制整備の事業に向けては、指定を受けて総括コーディネーターを配置しているということと言われておりますけれども、これはスポーツ系のことだけであって、前回の質問のときも、ではブラスバンドだとかいろいろなところの文化系のところはどうしていいのかということもいろいろありまして、そこら辺も検討されているのかちょっとお伺いしたいなと思えます。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

今回協議会設置しましたけれども、協議会の構成員について御説明したいと思います。構成員につきましては、この中の答弁書にもありますとおり、学校長だとかPTA会長、スポーツ協会の会長とかもお願いしているのですけれども、文化協会のほうにもお願いしております。そういった部分で、文化的な例えばブラスバンドだとか、中学校の文化系の部活というブラスバンドしかないのですけれども、そういった部分でお話というか、御協力を頂ければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） そういうところでは、やはりOBだとかいろいろな先輩がいるというのは承知しているわけですが、文化協会等の役員ということも言われておりますけれども、いかんせん心配しているのは、今年ふるさと盆踊りがあって、その中でなかなかうちの先輩議員が太鼓をやっているのですけれども、太鼓をや

る方だとか、もっと言えば、足寄町内で三味線を弾ける方がいない。そしてもっと言えば、盆踊りの歌を歌う方がいないというような、やはり私たちの年代にとっては重要なことがなかなか町民の中で少なくなっているという中で、ちょっと心配のかなというところがあります。

そういった中で、先輩OBも活用しながらということなのですが、多分この部活の活動については、今回高校野球の応援においても、ブラスバンドの役場の方たちのOBの方が中心になりながら行くということも聞いておりましたけれども、雨で順延になってしまったということでありませう。

それで、前日も町長にお伺いしたのですが、いわゆるそういった活用できるような役場の職員の方の派遣とか、そういったことはまるっきり考えていないのか、再度もう一回お伺いしたいなと思えます。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 部活に対する役場職員の支援だとか、そういった部分の話かなというように思いますが、現状でも少年団ですとか、そういうところ、それから部活などでも町の職員が支援をしているのだとかという、実態としてあるというように思っています。

今後の部分でも、例えば町職員がそういう部分で活動ができるのだとかいうようなことが出てくれば、それはその時点その時点でそういうものが可能なのかなというように思っております。

先ほどの川上議員の兼業の話の中でもありますけれども、そういうものも町としてそういう指導だとかそういうもの、今までの職員の持っている経験だとか知識だとかそういったものを生かしながら、地域の中で貢献できるというようなことであれば、それは十分可能ではないのかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） ありがとうございます。

そういったことで、前回の1年ちょっと前ですか、についてはスケートだとか陸上だとかということ、役場の職員の方が頑張っているという中で、少年団のほうもサッカーだとか野球だとかいろいろやっていたというの承知しております。

そういったことはなぜ言うのかといえ、例えば地域的に、教育長がおっしゃられたように、受入可能な機関や団体も限られているという中で厳しい状況にあるということ、言われれば、どうにかやはり、帯広市内なら例えばオカモトさんとかスポーツクラブだとかフィットネスクラブ持っているところであれば、ある程度そういったことに乗ってきてくれるのかなというふうに思っていますけれども、いかにせん、中学の部活といえども、去年も話したようにメリット、デメリットの中で、父兄の送り迎えも含めて、いわゆる大変になってくるのだよと。それに関わる負担、金銭的な負担もかなり多くなってくるのだよというのがやはりこういった足寄町のデメリットというか、父兄に対して父兄のデメリットが出てくるのかなというふうに思っていますので、そこら辺やはりなるべく負担がないように考えていかなければいけないのかなというふうに思っていますし、昨年もそうでしたけれども、現状やはり本別とチームを組まざるを得ない部活だとか、陸別ですか、とチームを組まなければならない状況というのはやはり子供さんたちが少なくなってきた、そういったスポーツ的なものもそういったことで大変になってきているというふうに聞いておりますし、特に今回全国優勝なされた町長と人見さんが写真に大きく載ってましたけれども、そう

いったことも踏まえれば、やはりそういった指導者がいればさらに助かるのかなというふうに思っていますし、そういうことができていくのであれば、小学校から中学校に行くときもほかの学校に転校しなくても済むようなことも、今後以降もちょっと分かりませんが、これは。こういった児童、子供たちが、生徒が出てくるか分かりませんが、そういったこともひとつ防げるのかなというふうに思っていますし、そういったことで、スポーツに関してはやはり地元の方がどうにか指導ができる体制というのも役場の職員を中心に、役場の職員を中心といったら労働条件も何もなくなるのかと言われるかもしれませんが、そういったことで融通を利かせてもらっているような、そしてブラスバンドもそうなのですけれども、週に1回休み、けれども日曜日出たら部活にならないよだとか、一日、休業日は3時間、平日は2時間と言われておりますけれども、やはり全国レベルになったら根性論は通用しませんけれども、それ以上の多分努力はしているのかなというふうに思っていますので、そこら辺も踏まえて、どうにか町内の中で完結できるような議論を教育長、よろしく願いしたいなというふうに思っています。

それで、子供たちというか、生徒の声をどのように反映していくのかということに移らせていただきますけれども、実は6月28日に中学校2年生の総合授業の学習の一環として、実は議長をはじめ各委員会の委員長さんが中学校2年生を対象にお話をさせていただきました。そのときもいろいろ話をしていましたのですけれども、何のスポーツやっていますとかいろいろコミュニケーションを取って話をしていたら、部活の移行を何かどこかから聞いていると言ったら、全く知りませんということが言われたのです。中学校2年生ですから、多分学校でもこういったお話はされてないのかなというふうに思っております、では

そういうことを考えれば、生徒の声を本当にどのように反映していく中で、よりよい部活動にしていくのかなというふうに考えておりますので、そういったことで、協議会を中心にしながらも、子供たちの意見が反映できるように、アンケートもちょっと工夫を凝らしながら進めていっていただきたいなというふうに思ってますけれども、そこら辺ちょっと考え方があれば、教育長、よろしくお願ひしたいなと思います。

○議長（高橋秀樹君） 東海林教育長、答弁。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） いろいろ子供たちのことを心配してくださって、本当に先のことまで考えてくださって質問していただいていると感謝申し上げます。

まず、当初この件については7年度までにある程度めどをつけるということで、国のほうで進んでいたのですが、実はもう全国的に非常に難しく、解決できない問題が噴出してきて、今もういろいろなところから要望が上がってきて、今現在、先ほども申し上げたのですが、平成7年まで、そこまで完結してくださいではなくて、改革推進期間ということで変わってきているのですね。それは、先ほど言われた保護者の負担増ですとか、その財源をどこからどう手当するのとか、お金のことだけでも物すごい問題になっています。全国の、例えば教育長部会、そこからも上がっていますし、もういろいろな団体から全て上がってきているという状況になっています。

それで、本町としましては、先ほど二川議員からもありましたけれども、足寄としてということ、そこはすごく意識してますので、足寄ならではの方法ということ、そこにはこだわっています。ただし、最終的に一番大事なところは子供たちのためにどうするかなのです。中学校の教員の部活動の負担を減らすためにこれをやっているのではなくて、子供たちのためにどうする

かということなので、そこをぶれないようにしながら、実は教育長レベルで陸別や本別の教育長ともいろいろ相談をしながら、一番いい方法はどうかねと。連携できる場所は連携をして、ウィン・ウィンで行けるのだったらそのほうがいいよねと。また、中学校教員が部活動、まずは土日指導しないで、これが全部役場職員に行ってしまうと、これもまたいろいろな問題が出てきますよね。そういうバランスも大事になりますし、そのあたりを調整していくというのは物すごく時間がかかるし、大変なことだと思っています。それを今コーディネーターが担って、中心になって、専属で進めている。まずは情報収集する。先ほどアンケートとありましたけれども、多分アンケート、もう行って、今アンケート取っていて集計する段階になってますので、それを基に、アンケートを取るということは子供たち分かるということですから、そういうことを踏まえて、ではこの後どういう方向で進めていったらいいかというようなことも考えています。

困難な問題がたくさんあるのですけれども、これ私たちだけでできる問題ではないので、広く皆さんのお力を借りながら進めていきたいと。ただ、先ほど言われたように、やはりスピード感を持ちながらということも大事にしたいですし、もっと言うと、できる部活から、できるスポーツや文化活動から移行していてもいいかなと。一遍にぼんではなくて、ということも考えておりますので、そのあたりも御理解いただいて、今後も御協力よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今教育長のほうからいろいろお話がありましたけれども、教育長の言っていることは十二分に承知しているつもりであります。

将来を担う子供たちのために何ができるのかということが、やはり一番大事なのかなど。それに伴う先生の負担やら、先ほど言った父兄の負担がいかに減らされるのか。もっと言えば、先ほど町長から答弁いただきました、今教育長のほうからもお話あったように、そこだけ頼っているは駄目だよと。今は移行期間2年間ありますけれども、その2年間の中で、例えばできなかったとしても段階を踏んでいながら、そういった子供たちが成長できるような部活動にしていただきたいというふうに思っておりますし、小学校のスポーツ少年団もそうなのですけれども、なかなかやはり子供たちが減少していく中で、単独チームが難しいとかいろいろあるのかなというふうに思ってますし、そういったことを子供たちが少ないという部分ではなかなか厳しいことも想定されるので、先ほど言われたように、三町が一体となって、どうにか子供たちが成長できるような部活動をつくっていただきたいというふうに思ってますし、そこについては教育長に一生懸命各町村の教育長と話をさせていただきたいというふうに思っておりますし、町は町で町長と三町の町長とどうするという話もしていただきながら、教育委員会と町長が両輪になって、子供たちが健やかに運動ができる、また文化活動的なプラスバンドができるということも含めて、お願いしたいなというふうに思っております。

最後に、町長のほうから今私が言ったことに対してお答えを頂きながら、一般質問を終わりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 最終的にはやはり先ほど教育長が言われた、子供たちのためにとか、子供たちがどう部活だとかそういったものがきちんとできるのかといったところなのかなというふうに思っています。そういったことを踏まえて、どう今後

地域移行を進めていくのかと。やれることとやはりやれないことはきつと出てくるのだろうなというふうに思っています。そういったことも含めて、また連携できるところは連携しながらということで、いかに子供たちが自分たちのやりたいことができるかだとか、そういうことを大切にしながら進めさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これにて、12番二川 靖君の一般質問を終了します。

ここで、次5番議員田利正文君の一般質問ではありますが、時間の関係上、本日の会議はこれで延会としたいと思います、皆様よろしいでしょうか、

お諮りをします。

本日は、これで延会といたします。

御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

◎ 延会宣告

○議長（高橋秀樹君） 本日はこれで延会いたします。

次回の会議は、9月14日午前10時より開会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2時34分 延会

